

「更正の請求」の具体事例

更正の請求とは、納税申告により既に確定した税額が過大であるときなど、納税者が税務署長に対してその是正を請求する制度です。

確定申告の税額などを多く申告してしまったケースなどもそうですが、今回、詳しくこの制度を理解したいと思います。

1. 制度の狙い

元来、納税者本人の申告により確定させた税額が過大であり、あるいは還付金相当額が過少であることなどを法定申告期限後に気づいた場合に、納税者サイドからその変更、是正のため必要な手段をとることを可能ならしめて、その権利救済に資することを狙いとしています。

2. 更正の請求要件

既に行った申告について、税法に従っていないこと、または計算に誤りがあったことに

より、①記載税額が過大であるとき、②還付金に相当する税額が過少であるとき、または③純損失などのいわゆる赤字金額が過少であるときは、原則として、その法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対して、その申告した課税標準等または税額等について、減額の更正を求められることができるとされています。なお、ここでいう計算誤りとは、単純な差引勘定の誤りしか該当しませんので留意が必要です。

3. 更正の請求の具体例

①当期の売上でないのに当期の売上に計上した場合、②当期の費用を当期の損金に計上しなかった場合、③税率適用の誤りの場合、④必ず申告調整すべき事項を誤った場合、などがあります。

4. 留意点

例外のケースとして、訴えについての判決等により、事実が異なることが確定したときや、国税庁長官の法令解釈の変更があり、その解釈が公表された場合も、その日の翌日から2月以内に更正の請求ができますので留意します。

ナマの税務相談室

Q 先生にもご列席いただきました12月15日の当M社第50回定時株主総会で長男勇一郎が新しい社長に就任しました。

A 勇一郎さんの社長就任おめでとうございます。今頃は新社長ご夫妻はハワイ旅行ですね。

Q 先生、50回の総会席上、株式の異動として取締役会でご承認いただいた私から勇一郎に当M社の株式1万株贈与の税務を教えてください。

A 前社長、今日は、わざわざ私をお招きいただいたことはその話と存じ、ある程度下調べをしております。そこで、株式1万株の贈与の日は明日でしたね。

Q そうです。実は先生私の戸籍謄本ですが、私は暮れの12月25日に65歳となりました。1月1日以降の贈与でしたら、例の精算課税の贈与を選択できますね。勇一郎が1万株の贈与

新社長就任に伴う株式の贈与

はありがたいが、贈与税の多額の負担は融資など考えてくれるのか心配ですと…。

A 前社長、さすがに読みが深い。総会直後の

贈与では精算課税の適用がない、したがって、今年になって贈与して、親子とも適用があることを承知されたわけですね。勿論精算課税の適用があります。M社の株式の評価は昨年10月末事業年度を基に評価、ちなみに私の試算では3,100円です。

Q 新社長も私も、49期の株価が3,200円でしたから、その前後の株価、精算課税では32,000千円-25,000千円=7,000千円で20%の贈与税140万円が、当面の負担と…。

先生、来年2月のことですが、今から申告を頼みます。

A 承知しました。

[参考] 相法21の9